

「義認の教理に関する共同宣言」をめぐって

近 藤 勝 彦

1999年10月31日、ドイツのアウクスブルクにおいてローマ・カトリック教会とルーテル世界連盟とが「義認の教理に関する共同宣言」に調印した。言うまでもなく「義認の教理」は宗教改革の実質原理と言われ、宗教改革者たちは、「義認の教理」の中に教会がそれとともに立ちもし倒れもする条項を認識し、この教理をめぐり理解の相違がローマ・カトリック教会と宗教改革の教会を分かつ決定的なものとなった。西方教会と東方教会との分離がニカイア信条に対する「フィリオクエ」の挿入と深く関係したように、一つの教理表現が、信仰と教理、そして教会と生活の全体に影響を及ぼす効力を持って、それゆえの相違が二つの教会を隔てる場合がある。それがまた文化の相違にも影響を及ぼす。そうした事態の一つであった「義認の教理」をめぐり相違がいまや「共同宣言」という形で克服され、基本的な共通理解を打ち出すことに成功すれば、たとえなおその枠内で教理上の差異が残るとしてもそれはただちに教会分裂に導くものではないとされることになる。もちろんこの「共同宣言」だけで長く分離していた二つの教会が一つにされるわけではない。重大な相違としては、まだ「聖餐」の理解の相違があるし、さらに教会の秩序、職制の問題がある。果たしてこの「共同宣言」による一致の方向への流れが今後どこまで進むかは、将来の可能性としてなお残されていると言わなければならない。しかしそれにしても、現時点においてすでに「共同宣言」は大きな教会史的出来事であると言ってよいであろう。アウクスブルクはそういう教会史的出来事に相応しい場として選定されたであろう。また「共同宣言」がそうした教会史的できごとであれ

ば、その意義について、若干の考察を行う必要があると思われる。さらに言えば、ヨーロッパにおいてこうしたエキュメニズムの動きがある中で、一体、日本や東北アジアのプロテスタント教会の進路はどうあるべきであろうか。日本やアジアのプロテスタント教会のエキュメニズムについても考えさせる大きな刺激になっていると言わなければならないであろう。

1. 「共同宣言」の成立経過¹⁾

キリスト教は、諸宗派や諸教派に分裂して諸世紀を経てきたが、20世紀になってさまざまなエキュメニズム（教会一致）の運動が出現してきた。はじめにプロテスタント教会の中で、世界伝道の課題に直面してエキュメニズム運動が生じた。1910年エディンバラにおいて開催された第一回「国際宣教会議」がその有名な出来事であった。そのほかにも、1948年には第二次世界大戦後間もない状況の中で、アムステルダムにおいて「世界教会協議会」（WCC）が開催されはじめた。さらにはヨーロッパでのプロテスタント教会のエキュメニズムは1973年の「ロイエンベルク和協書」（Leuenberger Konkordie）にまで進んだ。ルター派教会と改革派教会、それにワルド派教会も含めて、キリスト論、聖餐論などの「和協」（Konkordie）が達成され、教會的な交わり、聖餐の交わりを共にすることが可能にされた。「和協」は、「共同宣言」よりはるかに質の濃い、教會的な一致を意味する。これには、宗教改革期のマールブルク会談における宗教改革内の分裂を克服する努力が実ったという意味があるであろう。これと比較すると、1999年のローマ・カトリック教会とルーテル世界連盟との「共同宣言」は、「和協」ではなく、まだ教會的な交わりを可能にするところまでは進んでいない。しかし、1973年の「ロイエンベルク和協書」は、1999年のアウクスブルクでの「共同宣言」に刺激と模範を与えたと言われている。

ローマ・カトリック教会においてエキュメニカル運動の決定的な推進力になったのは、何と云っても第二ヴァチカン公会議であり、そこで公布された「エキュメニズムに関する教令」（1964年）である。この「教令」は、それまで他宗派の教会にはもっぱらローマ・カトリック教会への帰還を要求する「教会再

「統一運動」しか考えなかったのに対し、これを改め、ローマ・カトリック教会の外にいるキリスト者も洗礼を受けて主のものとされた兄弟姉妹として承認した。1999年の「共同宣言」は、ローマ・カトリック教会側について言えば、根本的にこの第二ヴァチカン公会議があって初めて可能になったものである。

「共同宣言」に至る経緯には、それまでのローマ・カトリック教会とルター派教会の間に、それぞれの国や地域のレベルで、さまざまな対話、討論、共同研究などがあったことが裾野をなしている。「共同宣言」の第3項にそうした前提になった幾つかの成果が言及されている。そこには、アメリカ合衆国におけるルター派とカトリックとの対話による文書『信仰における義認』（1983年）の存在などが挙げられている。しかし中でも決定的なのは、ドイツの「エキュメニカル研究グループ」（1981年—85年）の働きであって、その成果として発表された『教理弾劾—教会分裂か』（1986年）という文書の存在である。この文書の重大さは前記の第3項に記されているだけでなく、「共同声明」に添付された付属文書からも明らかであろう。そこで以下にこの「研究グループ」について少し記しておこう。

「エキュメニカル研究グループ」（der Ökumenische Arbeitskreis）はそれ以前から「イエガー—シュテーリン研究グループ」と言われる仕方では存在していたと言う。それを引き継ぐ形で、しかし新しく1981年に再組織された。この研究グループには、ローマ・カトリック教会と圧倒的にルター派であるドイツ福音主義教会の両教会から、30名の神学者が加わり、さらにその成果の評価活動に加わった人々も加えると総計50名の神学者たちが参加したという。そのリーダーを務めたのは、カトリック側は、カール・レーマンであり、ルター派側はヴォルフハルト・パネンベルクであった。さらにそのメンバーに加わった人々には、プロテスタント神学者としてマルティン・ヘンゲルやウルリッヒ・ヴィルケンスのような新約学者、ベルンハルト・ローゼのような教理史家、それに教義学者エーバーハルト・ユンゲルなどがいた。

この人々の長い研究活動が開始されたのは、1980年11月、当時の教皇ヨハネ・パウロ2世がドイツを訪問し、マインツにおいてドイツ福音主義教会の人

々との会合を持ったことをきっかけとしてであった。その席上、地区監督 (Landesbischof) エドアルト・ローゼが、時のドイツ福音主義教会評議会議長として、エキュメニカルな共同作業をさらに一層改善していくことが急務であることを主張した。彼はそのとき三つの観点を挙げた。それは「主日ごとの礼拝」「聖餐の交わり」「宗派を異にする者どうしの結婚」、これら三つの実際問題の中に教会分裂の悲惨とその克復の緊急性が認識されるという。この提案を含んだ出会いの後、1981年5月「共同エキュメニカル委員会」(Gemeinsame Ökumenische Kommission) が発足した。その際カトリック側から、そうした緊急の実際問題を解決に向けて扱うには両教会の間でなお十分に解明されていない基本的な神学的諸問題を克復する必要があるという注意があった。宗教改革期の対立の中でカトリック教会側の「トリエント公会議」は、130箇所にわたって宗教改革に対する「教理断罪」を行っている。それに対抗して、宗教改革側の「一致信条集」には、数においてもまた断罪や棄却の表現としてもそれほど著しいものではないが、しかし明らかにその全体にわたって教皇を「反キリスト」と呼び、カトリック教会のミサを「いまいましい偶像崇拜」と批判した。つまり「教理断罪」とか「棄却の表現」といった教会分裂を結果する表現が明らかに取られていたわけである。この過去を「洗淨」するためには互いの「教理断罪」を解明し、それが今日両教会を分離させ続けるものなのかどうか、神学的な検討にふさなければならない。その課題が既述の「エキュメニカル研究グループ」に負託されたわけである。その際、「共同エキュメニカル委員会」は「研究グループ」に対して、ほぼ4年をめぐりして、結論の提出がそれ以上長期にならないように求めたと言う²⁾。

「エキュメニカル研究グループ」の報告書は1985年に「共同エキュメニカル委員会」に提出された。その全内容と重要記録文書を添付したものが出版されたのは、翌1986年である。「研究グループ」は特に三つの主題別にグループを構成したので、それぞれの内容、つまり「義認の教理」(座長はカール・レーマン)だけでなく、「サクラメント」(座長はカトリックのテオドール・シュナイダー)と「職制」(座長はヴォルフハルト・パネンベルク)についても報告され

ている。

これら「研究グループ」の成果は、それぞれメンバーの賛否を問う仕方で発表された。例えば、義認に関する部分について言えば、賛否の表決に参加したのは41名であった。その結果、報告文に賛成したのは35名、反対が2名、無投票が4名であったという。そうした経過を経て最終報告がなされ、それが書物の形で発表されたわけである。

ところで「共同宣言」そのものについては、さらに経過を辿ったようである。「共同宣言」は「義認の教理」に関する部分に限定したもので、その内容は「もう一つ新しく独立したことを述べようとするものではなく、……それら（これまで）の文書及びその議論に依拠するもの」（第6項）であると言われる。それまでの「研究グループ」の成果のエッセンスを纏めたものと言ってよいであろう。しかし後に触れるように、そこに何ら問題がなかったわけではないようである。いずれにせよ、1995年に「教皇庁キリスト者一致推進評議会」と「ルーテル世界連盟」による「義認の教理に関する共同宣言」として、最初の案が、関係各教会に配布された。それに対して一連の修正意見が出され、さらにその取りまとめが行われた。ある箇所、例えば第18項（義認の教理の位置や意義に関する言い表しの項）など修正が施され、しかも問題が残った箇所となった。そのようにして、1997年6月に香港で行われた「ルーテル世界連盟」の総会挨拶の中で、教皇ヨハネ・パウロ2世は、「共同宣言」の確定をキリスト者の一致に向かう途上での「一つの重大な事件」であるだけでなく、「恵みの瞬間」として評価したと言う。こうして1999年10月の両教会による調印に至ったわけである。

この「共同宣言」の方向は、その意図としては、けっして「義認の教理」に限定されたものではない。おそらくは他の問題にも及び、最終的にはエドアルト・ローゼが語った実際的な緊急問題に対して何らかの改善を見るところまで進むことが期待されているであろう。「共同宣言」の第43項に次のように言われている通りである。「義認の教理の基本的諸真理におけるわれわれの合意は、われわれの教会の生活と教えにとって影響を及ぼさずにはいない。この点に関

しては、依然として重要性の度合いの相違という問題があって、更なる解明が必要である。その中には次のようなものが含まれよう。神の言葉と教会の教理との関係、教会論、教会における権威、教会の一致、職制、サクラメント、さらに義認と社会倫理の関係などである」³⁾。

2. 「共同宣言」の内容とその意義

それでは「義認の教理に関する共同宣言」⁴⁾の内容はどのようなものであろうか。その本文は、一冊の小冊子であるが、序と五章とからなり、全体は44の項目に分けられている。それら五章の内容は、第一章「聖書における義認のメッセージ」、第二章「エキュメニカルな問題としての義認の教理」、第三章「義認に関する共通理解」、第四章「義認に関する共通理解の解明」、第五章「到達された合意の意義と射程」となっている。「共同宣言」にいたる経緯からしても、またこの章立てから言っても、その内容はほぼ見当のつかないものではない。第二章「エキュメニカルな問題としての義認の教理」は、項目としてはただ一項目であって、そこには次のように書かれている。「義認についての聖書的使用の相対立する解釈と適用が、16世紀における西方教会の分裂の主要な原因であり、それがまた教理上の断罪へと導いていった。……（しかし）最近の聖書学の洞察と、神学と教理史の成果に依拠しつつ、第二ヴァチカン公会議以後のエキュメニカルな対話において義認に関する著しい歩み寄りが達成されるようになり、その結果、この『共同宣言』において義認の教理に関する基本的諸真理についての合意が明文化されることが可能になった。この合意の光のもとでは、16世紀に双方からなされた教理上の断罪は今日のパートナーにはもはや妥当しない」（第13項）。つまり「共同宣言」のはじめに「合意」があるわけで、その「合意」に立って「義認の教理」に関する過去の断罪の命題をいかにして「無害化」するかという方向に、その努力は傾けられている。その実際が第四章（第19項—第39項）において、7つの観点にわたって短く叙述されている。この部分が「義認の教理に関する基本的諸真理」を扱った「共同宣言」の主要部分である。

7つの観点とは、第一が「義認の視点から見た人間の無力さと罪」、第二が「罪の赦しと義とすることとしての義認」、第三が「信仰により、恵みゆえの義認」、第四は「義とされた者が罪人であること」、第五「律法と福音」、第六「救いの確かさ」、第七「義とされた者が行うよい行い」である。扱われているこれらの項目は、先の「エキュメニカル研究グループ」の研究報告における「罪人の義認」とほぼ同じと言ってよいであろう。

「共同宣言」の基調は、既述したように現代における「合意」の方向で、過去の「教理断罪」を調和的方向に向けて解釈することであった。もちろんそれは、直ちに教理上の差異が存在しないことを強弁しようとしているわけではない。いくら合意が願わしいと言っても、そうしたあからさまな虚偽が神学的にも歴史的にも通るはずはない。そこで言われることは、過去の「トリエント公会議」の「教理断罪」も、『ルーテル教会一致信条集』の断罪も、現在の「共同宣言」に立つ両教会には当てはまらないということである（第41項）。「共同宣言」においてもなお両教会の教理の差異が多少は語られるが、その「教理の差異」はパートナー間の差異であって、「教会分裂」に至る「断罪」や「棄却」の対象ではないと言う。それでは過去の「断罪」はこれによって撤回されるのかという点、そうではない。過去になされた「断罪」は「その真剣さをなんら奪われるものではない」とも言われ、「そのいくつかは決して的外れのものではなかった」とも言われる。そしてそれらは、われわれの教えと実践に対する「警告」になっている（第42項）という仕方で位置づけられる。過去の廃棄ではなく、「過去の解釈」が「共同宣言」の基本線である。このことは「トリエント公会議」の「義認の教理に関する教令」をそのままにすることであるから、それを極力「恵みの先行」の認識のもとにあったと強調し、宗教改革側に引き付けて解釈することになる。また他方、宗教改革側については、その「義認の教理」をまさしく宗教改革らしさを鮮明にする方向に解釈を深めるのではなく、それとは異なる方向に解釈するように導かざるを得なくしている。

いくつかの例を挙げてみよう。例えば義認における人間の「協働」の理解についてである。宗教改革側の主張は人間の義とされるのはひたすらキリストの

義によってであり、人間は「まったく受動的」でしかないものであった。それに対し、トリエントの教令には、「義とする信仰は、キリストのゆえに罪を赦す神の憐れみに信頼すること以外の何ものでもない、あるいはわれわれが義とされるのは、かかる信頼のみによってであると言うものは呪われるべきである」（第12項）とあった。誰が見ても、トリエントの教令は宗教改革を断罪している。しかし「共同宣言」はそうは見ずに、カトリック側は「人間の協働」を言っているが、それは「神の恵みの先行」のもとで言ったのだと強調する（第20項）。そして他方、宗教改革が人間は義認を「受動的にのみ」受け取っているというとき、「完全な人間的参与」があることを否定しているわけではないという（第21項）。しかし「受動的にのみ」というときの宗教改革の主張は、もっぱら神の恵みによる義認を受け取るのみであって、人間の「協働」を言っていたわけではない。「完全な人格的参与」という表現で歩み寄らせるならば、それはトリエント公会議の線で宗教改革を曖昧にさせることになるであろう。同じようなことは「罪の赦し」と「よい行い」、あるいは「新しいいのちの刷新」の問題にも現れる。宗教改革は「信仰によってのみ義とされる」と言ったが、「それなしには存在し得ないいのちの刷新が……義認から分離されない」（第27項）とルター派側は新たに認める。カトリック側は「新しいいのちの刷新」を強調するが、それは「義とする恵み」によるのだと強調を移行させる（第27項）。「よい行い」についても同様で、カトリック側はそれが「功績であること」を堅持するが、その意味は「人間の責任」を強調したいのであって、その「よい行い」が「神の賜物」であることを否定したいのではないと言う。まして義認そのものが功績なしに与えられた神の賜物であることに異議を唱えるものではないとも付け加える（第38項）。それに対し、ルター派側でも「功績」思想の代わりに、「永遠のいのち」が「神の約束の成就」として「天における報い」として与えられると理解していると述べる（第39項）。

以上のような仕方でも過去の「教理断罪」を相互に歩み寄らせる仕方でも解釈することによって、過去を「洗浄」しようとしているわけで、その努力はもっぱら両教会の義認の教理をめぐり強調の差異を薄める方向に向けられ、事柄を鮮

明にし深めるよりは、むしろ曖昧にする方向に向かっている。このことは宗教改革側から言うと、トリエント公会議の「義認に関する教令」の方向に宗教改革の内容を近づけて解釈することである。「共同宣言」は、宗教改革が捉えた義認の教理をまさに宗教改革的強調点を深める仕方で理解してはいない。

「共同宣言」の案文の提示とともに特にドイツのプロテスタント神学者の間に論争が生じた。中でも「共同宣言」を激しく批判したのは、あの『研究グループ』に参加していたエーバーハルト・ユンゲルであった。ユンゲルによると「ここ(『共同宣言』)では宗教改革の決定的な洞察が曖昧にされてしまったか、あるいは完全に放棄されてしまった」と言う。そしてそれによって「教会分裂の克服のための堅固な神学的な基盤はなんら据えられてはいない」⁵⁾と言う。彼は「共同宣言」の中で、ルター派側は例えば「信仰のみ」という「排他的条項」をしっかりと文書に記すことを断念していると述べ、そのことは「まったく奇異なこと」で、「共同宣言」をめぐる論争には「不気味な側面」⁶⁾があるとも書いている。彼はまた、「共同宣言」の成立の最終段階の経過を批判し、「知的誠実さを免除させて教会一致を優先させるこうした恥ずべき試みはもう沢山だ」⁷⁾とも語っている。「共同宣言」そのものを直接名指してではないが、その成立時に現われている一般傾向に対するユンゲルの非難がはっきりと読み取れる。ユンゲルの批判にもう少し目を向けてみよう。

3. エーバーハルト・ユンゲルの「共同宣言」批判

ここで取り上げたいのは1997年、つまり「共同宣言」が調印される二年前のユンゲルの比較的小さな論考「神のために一明晰性を！」という文章である。それには「義認の条項の規準論的機能の無害化に対する批判的論評—エキュメニカルな『義認の教理に関する共同宣言』をきっかけとして」⁸⁾という長い副題が付いている。全体12頁ほどの文章であるが、ここではただ要点を紹介するにとどめなければならない。ユンゲルが主張していることは、「義認の条項」はキリスト教的諸教理の中の一つの教理として理解されたのでは済まされないものがあるということである。それには「規準的性格」があり、他の教理との関

係においてもおよそ「キリスト教的」とは何かを規定する「規準」の位置にあるというのである。ユンゲルはそれを「キリスト教的なものの確認の規準」⁹⁾とも表現している。この問題は「共同宣言」の第18項が扱っていることであるが、その最終的表現には根本的問題があり、そこに至ったこの項目の取り扱いの過程にも問題がある、とユンゲルは批判した。この問題をめぐってユンゲルはヴァルター・カスパーを激しく非難した。カスパーを非難しながら、同時に彼は、カトリック側のこの問題の取り扱い方に強い疑念を示した。ユンゲルとカスパーがかつてはチュービンゲン大学の同僚であった（ユンゲルがプロテスタント神学部の教授であったとき、カスパーは同じチュービンゲン大学のカトリック神学部の教授であった）だけに、また二人ともかつて「エキュメニカル研究グループ」のメンバーであっただけに、ユンゲルの批判は深刻なものと言わなければならないであろう。

「共同宣言」第18項は「義認の教理」の規準的性格について以下のように言う。「義認の教理」は「われわれの教会のすべての教えと実践を不断にキリストへと方向付けようとする一つの不可欠な規準 (ein unverzichtbares Kriterium) である」。こう記した上で、ルター派側とカトリック側の相違と歩み寄りを以下のように表現した。「ルター派側がこの規準の唯一の重要性を強調するとき、彼らは信仰に関する他のあらゆる真理の関連や重要性を否定していない。またカトリック側がいくつもの規準に義務を負わされていると感じるとき、義認の使信の特別な機能を否定するものではない」。ユンゲルはここで共通の合意と見なされる「一つの不可欠な規準」という表現に激しい批判を表明した。そもそも「一つの規準」と言い表してしまえば、それは他の規準と並ぶ一つのものとして相対化されていることになるというのである。カスパーは「不可欠な」という形容詞がついていることで、プロテスタント側の主張は入れられており、のみならず「一步前進」でさえあると語ったらしい。しかしユンゲルは「不可欠な」という形容詞は無意味と見る。なぜなら「不可欠」でない「規準」などありようはないからである。カスパーが具体的にカトリック側の誰も「義認の教理」が「教皇無謬の教理」よりも優位していることは認めていると言うのに対し、

ユンゲルはそれではカトリック側は「教皇無謬の教理」は不可欠でなく、「欠けてよい」と見ているかと反論する。実際にはカトリック側は「欠けてよい」とは思っていない。ユンゲルによれば、「義認の教理の規準論的機能があれば、(『共同宣言』にあるように)他の諸規準に義務を負わされることはできない。そして自分自身がなお他の教理に義務を負わされていると見るのなら、この決定的な箇所において宗教改革的な教理と何ら合意は成り立っていないし、それゆえ『義認の教理の根本的諸真理』において(ということは『共同宣言』の主要部分において)何らの合意もない。……それでも合意があると主張する者は、真理に仕える奉仕の中で、その奉仕にとってなくてはならない明晰性を損なった責任を負い続ける」。それでユンゲルは「神のために、明晰性を！」と言うのである。

実際のユンゲルの文章は以上の要約ではなお尽くすことのできない激しさと辛辣さを含んでいるのであるが、その背景として第18項の文章表現の推移に憤りを感じていることが読み取れる。そもそも「エキュメニカル研究グループ」の報告文では「義認の教理」は定冠詞つきで「批判的規準そのもの」(der kritische Massstab)と言われていた。そして「共同宣言」の1996年の原案もその線に立っていて、カトリック側の担当責任者、つまり教皇庁キリスト者一致推進評議会議長カシディの共同責任のもとに「義認の教理」が「規準」であるというとき、「一つの」という不定冠詞は付けられていなかったという。つまり、相対化されない「規準」の表現がその時点ではあったのである。「しかしその言い表しに対し、その後ローマ教皇庁信仰委員会 (die römische Glaubenskongregation) (教皇庁教理省のことであろうか?) から反対が起きた」¹⁰⁾。枢機卿ヨーゼフ・ラッツィンガーが一致推進評議会議長の枢機卿エドワード・カシディに対し、「教皇庁キリスト者一致推進評議会は今後ただ、——すでに伝えられているように——義認の教理は『一つの不可欠な規準』であると容認してよい」という方向に修正させたというのである¹¹⁾。ユンゲルの批判はこのラッツィンガー—カスパー・ラインに向けられている。

その後、ユンゲルの批判に対し、カスパーや他のローマ・カトリック側から

どのような反応があったのであろうか。またユンゲルの批判は「義認の教理」の「規準論的機能」を相対化させるという仕方で、ルター派神学者にも向けられていたわけである。彼らからどのような応答があったのであろうか。1997年は、その年1月に行われた調査、つまり「共同宣言」の最終案文に対する神学者たちの賛否の調査の結果からしても、少なくともドイツ福音主義教会においては、「共同宣言」の成立にとって危機的な年であったように思われる。ユンゲルの激烈な批判は決して影響を与えないわけではなかったであろう。全体の反応は不明であるが、ただ一人パネンベルクの応答についてだけ後に言及したい。明らかにパネンベルクによる「共同宣言」の擁護論はユンゲルの批判を相対化させた。ユンゲルの批判から二年後、1999年、「義認の教理」は「一つの不可欠な規準」であるという表現を変えることなく、ローマ・カトリック、ルター派両教会の代表によって「共同宣言」は調印された。

4. ローマ・カトリック教会のエキュメニカル政策

「共同宣言」の背景にはすでに述べたように、先の教皇ヨハネ・パウロ2世のドイツ訪問があり、ドイツ福音主義教会議長エドアルト・ローゼの提案があつて、そこから開始された「共同エキュメニカル委員会」と「エキュメニカル研究グループ」の活動がそのための有力な働きをした。「合意」の線にそつて研究を纏める方針がそもそも始めからあつたのである。1981年の「エキュメニカル研究グループ」の作業開始にあたって、同年6月「研究グループ」宛（詳しくはその代表である枢機卿ヘルマン・フォルクとボンの監督ヘルマン・クンスト、それに両教会の研究グループのメンバーのリーダーであつたカール・レーマンとヴォルフハルト・パネンベルク宛にであるが）に、上位組織の「共同エキュメニカル委員会」の代表（ドイツ福音主義教会議長エドアルト・ローゼと枢機卿ヨーゼフ・ラッツィンガー）から「課題の核心」を伝える書簡が届けられていた。この書簡も記録として収録され、出版されている。そこには『ルーテル教会一致信条集』もトリエント公会議の教理決定にあるいわゆる「教理断罪」ももはや今日のパートナーには当てはまらないと言われ、そのことが「私的な

確信」としてでなく、「両教会によって拘束力を持つ仕方で確定されなければならない」と記されている。そしてさらに「すでにルター派教会，改革派教会間にロイエンベルク和協において開始された道に対応し，それを継承する道が，宗教改革の教会とローマ・カトリック教会の間にも見出されなければならない」¹²⁾と語られている。しかし実際の研究グループの進行は，どちらも宗教改革に基礎を持つ教会どうしの「和協」とは区別して，ひとまずは神学的な教理研究とその次元での共通理解を追及し，教会生活上の一致， sacramentの一致などはさらに将来のことに委ねた。ただしここで興味深いのは，「共同エキュメニカル委員会」のローマ・カトリック側の代表が，枢機卿ヨーゼフ・ラッツィンガー，つまり現ローマ・カトリック教皇ベネディクト 16 世であったこと，そしてユンゲルの言うローマ側からの最終の修正も彼から出ているとされることである。

ローマ・カトリック教会とルター派教会の『共同宣言』はドイツ福音主義教会議長からの提案を受ける形で進展したが，そこには第二ヴァチカン公会議以来のカトリック教会のエキュメニカル政策があつて，ラッツィンガーはそれを推進し，彼が教皇になった後には枢機卿ヴァルター・カスパーが教皇庁キリスト者一致推進評議会の議長の位置にいる。ローマ・カトリックのエキュメニカル政策はすでに東方教会にも，イングランド教会（聖公会）にも向けられていたが，こうしてドイツ福音主義教会を中核にしてルター派教会全体に向けられたわけである。「共同宣言」は教義学的問題と共に，このエキュメニカル政策をどう見るかという問題をクローズアップさせるであろう。それは当然，ルター派教会の枠でくくられないプロテスタント教会，ヨーロッパの「ロイエンベルク和協」によっても統合されないプロテスタント諸派の問題意識にも上ってこなければならない。実際，日本のプロテスタント教会，あるいはアジアのプロテスタント教会はこのローマ・カトリック教会のエキュメニズムをどう評価し，どう対応したらよいのであろうか。ドイツ福音主義教会の中にも，ローマ・カトリック教会に「編入されること」¹³⁾になるのかという「不安」があるという。しかしそうでなく，ローマの方針は，幸いなことに，といってもそれ以外にあ

りようのないことであるが、ラッツィンガーによると「諸教会の区別がなお残りつつ、一つの教会になる」¹⁴⁾ということであるらしい。それにしても、ローマ・カトリック教会のエキュメニカル政策は、日本のルーテル教会以外の諸教派、諸教会では、どう受け止められるべきであろうか。

この問題を考える際、プロテスタント神学者として「エキュメニカル研究グループ」のリーダーを務めたヴォルフハルト・パネンベルクのエキュメニカル政策を知っておくことは一つのヒントを与えるであろう。パネンベルクの歴史の基本的な見方は、「教会分裂」とその結果である「宗派戦争」によって近代世界は引き起こされたという見方である。そこから彼の思想の中では、近代の問題、特に世俗主義が問題とされるが、それは「教会一致」による教会の発言力の強化によってある意味で解決し得ると期待されている。その際、教会一致のエキュメニカル運動にはローマ・カトリック教会の責任が重いこともパネンベルクはかねてより語っていた。彼が「エキュメニカル研究グループ」のプロテスタント側のリーダーを務めたのは、彼の中にそうしたエキュメニズムについてのかかなり明確な神学思想的立場があったからであると思われる。また彼がその後も「共同宣言」に基本的に肯定的なのは、明らかである。しかしパネンベルクのこの近代史と教会分裂とを結合させた歴史の見方は、17世紀のプロテスタントイイズム（ピューリタニズム）の歴史的意味とか、宗教改革的な自由の理念から近代的市民的な自由へと展開した流れの理解をほとんど無視したものになっている。具体的に言うと、トレルチがイエリネックとともに近代の成立や人権思想の成立に重大な意味を見出し、その成立にピューリタニズムやCongregationalismの関連を理解し、そこから彼自身の時代の教会政策論を立てたのとは異なっている¹⁵⁾。パネンベルクの近代成立史に関する見方の中では「結社の自由」や「人権」、あるいは「教会と国家の分離」や「宗教的寛容」、それと特別な親和性をもったプロテスタントイイズムの存在意味など、ほとんど本質的な位置を占めていないと言わなければならない。このことと彼のローマ中心のエキュメニズム思想とが結びついている。このパネンベルクのエキュメニズム思想と、Anglicanの「自由教会」プロテスタントイイズム、あるい

はそれと同一の起源を共有する日本やアジアの自由教会プロテスタンティズムの視点でのエキュメニズム思想とは、当然、異なるものが生じるであろう。

5. ヴォルフハルト・パネンベルクの「共同宣言」擁護

ドイツでは「共同宣言」の調印前、1997年1月、「共同宣言」に対する160人の神学者たちの投票による意思表示が行われた。いま手元にはその内容を語るだけの資料がない。ただそこには結果としてかなりの反対が示されたようである。パネンベルクはそれに対抗して、1998年に短い文章を少なくとも二つ書き、「共同宣言は、義認の教理の中心的な諸点において、著しく高度な一致を表現した」¹⁶⁾と擁護した。実際、「義認の教理の基本的諸真理」に挙げられている諸点、すなわち「恵みのみによる義認」「救いの確かさ」「信仰とよい行いの関係」など、「宗教改革時代に論争のあったこれらすべての点において、『共同宣言』はザッへにおける合意をただ主張しただけでなく、それを定式的に表現している」と彼は主張した。それに対して反対した投票による意思表示は、「これらすべての点で合意がないと主張しているだけで、なにゆえ『共同宣言』の合意の表現定式が不適切であるとするのか、その論証を一つとして提出していない」¹⁷⁾ともパネンベルクは書いた。

それではパネンベルクは、その擁護論の中で、「共同宣言」にはいささかの問題点もないと語ったかと言えば、そうではない。彼は実際に問題のある箇所として三つの点があると指摘している。その中にはユンゲルが掲げた批判と触れ合い、しかもそれを抑える主張がなされている。パネンベルクが挙げる三つの問題点の第一は、「律法と福音」の問題で、「共同宣言」(第31-33項)はこの問題に関して「旧約聖書と新約聖書の関係」に踏み込んでいないという点である。この異議の申し立てを、パネンベルクは正当な批判として肯定した。しかし「この問題には何ら教会を分裂させる対立は主張されなかった」と彼は言う。第二はユンゲルが批判した「規準」としての「義認の教理」の扱いについてである。パネンベルクはユンゲルの指摘するように、「共同宣言」の最終的表現がそれより前の表現よりもよいものでなく、「宗派的な立場の相違が不幸な仕方

言い表されている」¹⁸⁾と認めた。しかしパネンベルクはその前の案文に見られた、よりよい表現には「義認の教理」は「一つの包括的な批判的かつ規範的な規準」であると不定冠詞づきで言われていたのもであって、ここに不定冠詞 (ein) がついているか、それとも定冠詞 (das) がついているかは、さして問題ではないと語った。ユンゲルも認めていたように「義認という用語」の問題でなく、「教会のすべての教えと生活」が「キリストにおいて啓示された神の救済に向けて方向づけられる」ことが重大だからというのである。そこで問題なのは「不定冠詞」が付けられるか付けられないかでなく、むしろカトリック側が「いくつもの規準に義務を負わされている」として「他のいくつかの規準」について示唆したとき、その内容を示さなかったことであつたと言う。そこでの「他のいくつかの規準」が「教皇無謬」のドグマのことを言っているのなら問題であろうが、「御子と御父の同質 (ホモウーシオス) の教理」のことを意味しているなら問題はないと、パネンベルクは言う。パネンベルクの意図は「義認の教理の規準」も内容から考えるべきで、むしろ「イエス・キリストにおける神の救済行為」こそが、重大な規準であるというのである。「ホモウーシオス」の教理も一つの規準であるし、また「他方、義認の教理といえどもそれを唯一の規準 (das Kriterium) として教理上のあらゆる論争問題を解決し得るわけではない。そのことは宗教改革が聖餐におけるキリストの現臨をめぐる争いで経験しなければならなかつたことであつた」¹⁹⁾とも指摘する。そこで結論としてパネンベルクは「ここではなお曖昧さが両方の側に、カトリック側にもルター派側にも存在する」²⁰⁾と語った。ここで「曖昧さ」(Unklarheit) という言葉を使用したのは、あのユンゲルの「神のために——明晰性 (Klarheit) を！」を明らかに念頭においてであり、ユンゲルの側にも「義認の教理」の「規準」の表現になお曖昧なところがあると語つたことになる。

パネンベルクが第三に挙げるのは「洗礼後の罪」の理解についてで、この問題の方が「はるかに重大な事柄上の差」があるとパネンベルクは言う。ここではこれ以上は論述を避けるが、洗礼後の特に「原罪」の理解が解決されておらず、「共同宣言」の元来の目的が果たされていないと言う。しかしそれにしても

パネンベルクの結論は、「イエス・キリストの福音に対する信仰における義認について、あるいは信仰による救いの確かさについて、また信仰とよい行いの関係について合意がある」と認めて、そのことは、「いくつかの箇所でおお、さらなる了解の努力が求められ続けるとしても、『義認の教理の基本的諸真理における合意がある』（第40項）という『共同宣言』の主張は正当性があると言ってよいであろう」²¹⁾ と言うのである。

6. 暫定的結論

「共同宣言」の根本問題はやはりユンゲルが批判し、パネンベルクも挙げた第二点の問題にあるであろう。まだ残された未解決問題は、今後解決を探ればよい。しかしすでに解決したつもりの問題が、実は解決はなかったということであれば、やり直しが必要になる。パネンベルクの言う第二の点はそうした問題になっていると思われる。問題は「義認の教理」の規準性、それが全教理の中で占めている位置理解の問題である。「義認の教理」の「規準」といっても、たとえばシュマルカルデン条項の第二部に言われている「第一の主要条項」は「義認の教理」であるとともに、同時に「イエス・キリストの職務と働き」「贖いに関する条項」を併せて語っているように、「罪人の義認」の「教理」の規準は、当然、「キリストの贖罪の業」に目を向けている。さらに贖罪の業はキリスト論を介し、また聖霊の働きに関連からしても、三位一体論とも不可分である。つまり「義認の教理」の「規準」は、「贖罪の教理」やさらに「キリスト論」「三位一体論」との関連において理解されなければならないであろう。従って、義認の教理においても「キリストの啓示における神の救済行為」が決定的であるというパネンベルクの指摘は、内容的に妥当である。

しかし彼の主張にはなお無理な点があると言わなければならない。それは、カトリック側が「共同宣言」の中で「義認の教理」以外に「いくつかの規準」に義務を負わされていると言うとき、特に何を意味しているかが示されていない問題で、それをどう理解するかである。パネンベルクはそこに「ホモウーシオス」が意味されている可能性があるように語った。これは、明らかにカトリ

ック側に対する過剰弁護である。そこで考えられている「いくつかの規準」が「ホモウーシオス」や「キリスト論のドグマ」でないことは、文章の文脈から言って明らかであろう。宗教改革期に「三位一体論」と「キリスト論」に教会分裂的な争いがなかったことは「シュマルカルデン条項の第一部」が明言し、「ルター派一致信条集」の他の信仰告白によっても明らかなることであった。それとは別な他のいくつかの規準が明らかに実際、「共同宣言」では意味されているわけで、それを明示しなかったことはあきらかに「共同宣言」の「曖昧さ」である。それに例えば「教皇無謬説」が含まれているのではないかというユンゲルの指摘の方が、文脈上、パネンベルクの過剰弁護よりは、真実に近いと言うべきである。

それでは「教皇無謬説」が含まれ、さらには「マリア論的な教理」も含まれるとしたら——そして文脈上その推測の方が蓋然性が大きいと言わなければならないであろう——、この曖昧さは「共同宣言」にとってただの曖昧さではなく、致命的な曖昧さになるのではないか。「共同宣言」は「義認の教理」の規準性の理解の一致によって、一体、「キリストの啓示における神の救済行為」による方向付けを規準として真に共通理解に達したのであるだろうか。「他の規準」とは何なのかを具体的に明示するなり、あるいは「キリストにおける神の救済行為」の唯一の規準性を明確に表現するなどして、もう一度表現しなおさなければならないであろう。

7. 日本のプロテスタント教会のエキュメニカル路線——東北アジアのプロテスタント自由教会の協調

「共同宣言」が示すようなローマ・カトリック教会とルター派教会の合意と協調が進展することは、両教会にとって、またその両教会の分裂によって傷ついている人々にとって大きな教会史的慶事と言わなければならない。従ってまた今後の一層の進展がさらに期待されることでもある。しかし他方われわれは、自らの教会史的な成立と経緯を思い起こし、アイデンティティを自覚するとき、われわれ自身はそこからある隔たりを持っていることも認識しなければならな

いであろう。日本のプロテスタント教会の大部分は、過去 150 年の間に日本伝道を通してこの国と社会に位置を獲得してきた。この流れは、ルターからカルヴァンへ、そして 17 世紀のピューリタン諸派（長老派、会衆派、バプテスト派）、さらには 18 世紀のメソヂスト運動を経て、19 世紀の信仰復興運動に至り、そこから東北アジア諸国のプロテスタント伝道になったものである。この流れを「福音主義」と呼ぶことができる。宗教改革とその後のルター派教会を「福音主義」と言う狭義の呼び方とは別に、敬虔主義や信仰覚醒運動なども加えた広義の「福音主義」、しかも「自由教会福音主義」ということができよう。われわれアジアのプロテスタント自由教会は主としてそうした「福音主義教会」の成果である。それは単純化して言えば、主として「アングロサクソン・プロテスタント自由教会」の歴史であり、そこからの由来としての「東北アジアのプロテスタント自由教会」である。

この教会史の流れは「宗教改革からアングロサクソン・プロテスタンティズムへ、そこからアジア・プロテスタンティズムへ」という流れであって、この流れは、近代世界における市民的自由、社会的デモクラシー、自発的結社による宗教的寛容、教会と国家の分離、人権の思想といった諸価値やそのエートスと強い親和性や責任的関連を持って進展してきた。一言で言えば「プロテスタント自由教会」である。この「プロテスタント自由教会」は、今日の「世界共通文明」のエートスの基盤の重要な一翼と言ってよい。これは教会分裂に近代の出発を見るパネンベルクの視野の中には的確に入っていない教会史の流れと言うべきであろう。ローマ・カトリック教会もこの世界共通文明の的確なエートスの宗教基盤とは言い難いのではないか。このグローバルな共通文明を「グローバル・カヴェナント」²²⁾と呼ぶ政治学者もいる。しかし「カヴェナント」と呼ぶには、グローバルな社会的デモクラシーをさらに垂直次元との関係において支え、その精神的息吹を与え続ける宗教的エートスが必要であろう。アングロサクソンのプロテスタント自由教会ならびに東北アジアのプロテスタント自由教会は、社会的デモクラシー、人権、宗教的寛容などの世界共通文明としての「グローバル・カヴェナント」、地球的契約を単なる内在的世俗的契約（コ

ントラクト)としてでなく、垂直次元の宗教性に根ざした真剣な契約(カヴェナント)として支える、道徳的宗教的基盤として重大な一翼を担うと言わなければならない。東北アジア、具体的には日本、韓国、台湾のプロテスタント・キリスト教はこの意味で同一のルーツから成立したと言い得るのではないか。このことを思い起こす必要があり、その共通の記憶によって連携を自覚し、21世紀のエキュメニカル運動の中でも、グローバルな社会的デモクラシーという共通文明の進展のためにも、自己の存在が持っている固有な意味を認識すべきである。その認識に立ちつつグローバルなエキュメニズムの構想について再検討を加えるべきであろう。(こんどう・かつひこ)

注

- 1) 「共同宣言」の成立経過についての叙述には、たとえば以下のものがある。『義認の教理に関する共同宣言』(ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟、ルーテル/カトリック共同委員会訳、教文館、2004年)に収録されている解説「『義認の教理に関する共同宣言』を理解するために」(徳善義和)、ならびに「『義認の教理に関する共同宣言』へのカトリック教会の道」(高柳俊一)、さらに倉松功、宮崎正美、原口尚彰の三氏による「学内フォーラム」(『キリスト教文化研究所紀要』第24号、東北学院大学、2006年)、江藤直純「エキュメニズムの大きな里程標」(『ルター研究』第7巻、ルーテル学院大学、2001年)など。
- 2) こうした経過については、以下に記されている。Lehrverurteilungen — kirchentrennend? I, herg. von K. Lehmann und W. Pannenberg, Freiburg im Breisgau/Göttingen 1986, 9ff.
- 3) 『義認の教理に関する共同宣言』(ローマ・カトリック教会/ルーテル世界連盟、ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会訳、教文館、2004年)47頁以下。
- 4) Gemeinsame Erklärung zur Rechtfertigungslehre, Frankfurt am Main/Paderborn 1999. この邦語訳は注の1に挙げられている。
- 5) Eberhard Jüngel, das Evangelium von der Rechtfertigung des Gottlosen als Zentrum des christlichen Glaubens, Tübingen 1998, XIV. なおこれについては倉松功「『義認の教理に関する共同宣言』とルターの義認論」(キリスト教文化研究所紀要,

東北学院大学, 2006年, 59頁)に言及されている。また倉松氏は、氏なりの仕方
で『共同宣言』がルターの義認論を尽くしておらず、曖昧にしていることを
指摘している。

- 6) Jüngel, *ibid.*, 201.
- 7) Jüngel, *ibid.*, 177.
- 8) E. Jüngel, Um Gootes willen Klarheit! Kritische Bemerkungen zur Verharmlosung
der kriteriologischen Funktion des Rechtfertigungsartikels — aus Anlaß einer
ökumenischen >Gemeinsamen Erklärung zur Rechtfertigungslehre<, in: ZThK, 94,
1997, 394ff.
- 9) ZThK, 1997, 397.
- 10) ZThK, 1997, 398.
- 11) *ibid.*, 398.
- 12) Lehrverueteilungen — kirchentrnnend?, 178f.
- 13) W. Pannenberg, Kirche und Ökumene, Göttingen 2000, 299.
- 14) *Ibid.*, 299.
- 15) この点については拙論「ヴォルフハルト・パネンベルクにおける『近代成立
史』の問題」(東京神学大学総合研究所紀要9号, 2006年, 25頁以下)を参照。
- 16) Pannenberg, Kirche und Ökumene, 289.
- 17) *Ibid.*, 296.
- 18) *Ibid.*, 297.
- 19) *Ibid.*, 301.
- 20) *Ibid.*, 297.
- 21) *Ibid.*, 298.
- 22) David Held, Global Covenant. The Social Democratic Alternative to the Washing-
ton Consensus, Cambridge 2004.